

全日本私立幼稚園連合会
設置者・園長 様

全日本私立幼稚園連合会
副会長 内野 光裕

第二回 学校法人会計基準の 在り方に関する検討会について（ご報告）

謹啓 向暑の候、日頃より本連合会の諸事業に対し、多大のご支援をいただいておりますことを心より感謝申し上げます。

さて、令和5年6月9日付でご報告いたしました学校法人会計基準改正のための検討会について、さる令和5年6月27日、第二回目の検討会を文部科学省にて行いました。

本連合会を代表して検討会で表明をしたことを中心に、以下のとおりご報告させていただきます。

○第二回の主な検討事項

- (1) 前回の議論について
- (2) 計算書類の体系について
- (3) セグメント（学校、附属施設等の部門）情報の在り方について
- (4) その他

○第二回検討会のポイント

- ・このたびの私立学校法改正により、学校法人会計基準の法的な根拠が私立学校振興助成法から私立学校法へ移ることとなった。この趣旨から、当該基準の目的は「私学助成の適正な配分」から「ステークホルダーへの情報開示」へと変更になる。
- ・改正後の私立学校法では、学校法人会計基準に基づき作成された計算書類及び附属明細書は、すべて備置き及び閲覧対象となる。一方で、現行制度では、学校法人会計基準に基づき作成された書類すべてが開示の対象となっておらず、文部科学省が通知により示している様式を踏まえ、各学校法人が開示を行っている。前述のとおり、改正後の私立学校法では「ステークホルダーへの情報開示」が目的となることから、開示に適さない部分について、引き続き検討を重ねることが必要である。

○主な発言内容

私立学校法に基づく計算書類・附属明細書におけるセグメント（学校、附属施設等の部門）情報の在り方について協議した。学校法人以外のセグメント単位は各制度により異なるが、計算書類上では、一定のセグメント（学校、附属施設等の部門）情報を表示している。学校法人の新会計基準による計算書類においても、法人の活動をわかりやすく示すために、一定のセグメント情報を表示することが適当であるとして、開示に関する明細様式（イメージ）について協議が行われ、本連合会として以下の旨を表明いたしました。

「私学助成が各教育施設で同額でないにもかかわらず、私立幼稚園・認定こども園が、高等教育機関等と同じ位置付けでセグメント情報を開示することは平等ではない。私学の規模によって表示を選択できるよう柔軟に対応してもらいたい」

○今後の方向性

上記意見や他の委員の意見を受けて、私学の規模を考慮し、ステークホルダーならびにセグメント情報の公開範囲を慎重に検討することとなりました。なお、第二回検討会での発言内容等は、文部科学省ホームページにて公開予定であり、第三回目の検討会は令和5年7月14日を予定しております。

以上

本件に関する連絡先：全日本私立幼稚園連合会事務局
電話：03-3237-1080
メール：info@youchien.com